特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
代表清算人　林田　安世
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（ヒ）第３号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＳＷ株式会社
代表清算人　林田　安世
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所久留米支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１１号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社セリン
１　決定年月日　令和７年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００３号

山形県山形市江南２丁目14番６号
清算株式会社　東北重研工業株式会社
代表清算人　伊藤　政一
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、東北重研工業株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

１　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後期第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び放棄

⑴　一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額（後述する「本件控除金」を含む）を弁済原資（以下「本件弁済原資」という）として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額（以下「按分弁済額」という）を弁済する。但し、やまがた産業支援機構については、清算株式会社の解散前に、他の一般債権者に先立って清算株式会社から30万円を弁済受領したことから、一般債権者間の衡平性を図るため、按分弁済額から30万円を控除した額を弁済する（控除する30万円を「本件控除金」という）。

なお、本件弁済原資の最低額は14,614,986円とする。

⑵　一般債権の放棄

各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。

⑶　追加弁済

上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権

１　関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、伊藤政一が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

２　関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

山形地方裁判所民事部

監督命令取消

再生債権の特別調査期間

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和６年（再）第３５号

石川県金沢市浅野本町１丁目10番10号
再生債務者　株式会社ＡＤＩ．Ｇ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者の株式の取得に関する定め
⑴　取得する株式の数

全ての発行済株式である普通株式８万株

⑵　再生債務者が上記１⑴記載の株式を取得する日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資をした日

なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。

２　資本金の額の減少に関する定め
⑴　減少する資本金の額

資本金4000万円全額

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資をした日

３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め
⑴　募集株式の数

普通株式１株

⑵　募集株式の払込金額

募集株式１株につき金１円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

再生計画認可決定確定の日から１か月

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　金１円
増加する資本準備金の額　金０円

令和７年９月５日

東京地方裁判所民事第20部